

【平成23年第3回定例会 健康福祉委員会委員長報告】

平成23年6月29日 健康福祉委員長 浜田 昌利

健康福祉委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

はじめに、「議案第77号 川崎市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、心身障害者手当の改正に伴う施策の財源配分について質疑があり、理事者から、今年度内に関係団体や事業者の意見を聞きながら施策ごとの事業費を検討していく予定であり、現時点では未定であるが、3つの重点施策ごとにほぼ同額ずつの配分となる可能性が高いと思われる、との答弁がありました。

次に委員から、施策展開時に財源が不足する可能性及び不足財源分の確保見込みについて質疑があり、理事者から、重点施策はそれぞれが利用者の要望が強い事業であり、費用の自然増も考慮に入れながら施策の内容を検討していきたいと考えている。また、心身障害者手当支給条例の改正に伴い捻出された財源は新規事業及び既存事業の拡充部分にのみ振り分け、既に実施している事業に振り分けることは想定していない、との答弁がありました。

次に委員から、施策に対応した具体的な取組について質疑があり、理事者から、平成24年度はグループホームやケアホームの重度障害者対応事業などを中心に事業を推進し、他の個別事業については今後調整し、平成25年度からの実施に向けての準備期間としたいと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、現行の相談支援事業の課題について質疑があり、理事者から、今回の事業再編は、地域に散在している多様な社会資源を、障害者の方々への確につなげることを目的としており、これまでは個別に対応せざるを得なかったものを地域で支え合い、障害のある方が自立して生活を営むことができる仕組みを作ろうとするものである、との答弁がありました。

そこで委員から、利用者にとって相談場所への移動支援は死活問題であり、移動手段が伴わない状態で施設充実を進めるのは本末転倒であるので、ぜひ利用者の意見を積極的に取り入れる機会を定期的に作り、移動支援についても今後拡充の検討を進めて欲しい、との意見があり、理事者から、再編後は利用者が希望する場所への訪問支援に力を入れていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、当事者からの意見収集方法及び条例改正案への反映状況について質疑があり、理事者から、パブリックコメント手続と並行して各団体代表から意見聴取を行っており、在宅施策の充実や心身障害者手当の見直しについてはそれらの意見を踏まえた結果を反映したものである。今後も新たな施策を進めていく上で、利用者の意見を取り入れていきたいと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、第3期実行計画との整合性について質疑があり、理事者から、昨年の第3期実行計画策定時には施策の方向性のみを示しており、財源に関しては施策の検討状況に応じて対応可能な形になっている、との答弁がありました。

次に委員から、施策の効果及び検証について質疑があり、理事者から、一つ一つの

施策についてモニタリングを行い、川崎市障害者施策推進協議会に報告し効果について意見をいただきながら今後の施策展開に活かしていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、共生社会の実現について質疑があり、理事者から、多様なニーズを把握し、様々な施策を展開するために、区ごとに設置している自立支援協議会において情報共有、課題の洗い出し及び課題への対処方法の検討を行い、地域の施策と市全体の施策との整合性を図っていききたい、との答弁がありました。

次に委員から、在宅福祉施策の実施期間について質疑があり、理事者から、今回提示した施策は市全体の計画とリンクしており、おおむね3年から5年程度の期間が目安となる。第3次ノーマライゼーションプランのうち、障害福祉計画は今年度末で一旦区切りを迎えるため、在宅施策の実施状況を加味しながら来年度以降の計画への反映を検討していく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、心身障害者手当が支給されなくなると福祉サービスの自己負担分が払えなくなってしまう、結果として、福祉サービスを利用できなくなってしまう人が現れてしまうのではないかとということ懸念している、という意見がありました。

次に委員から、障害基礎年金の支給状況について質疑があり、理事者から、障害基礎年金については国の事業であるが、昨年度から今年度にかけて受給者一人あたり年額4千円減額されている状況であり、その内容については政府が国民の一般生活の状況を勘案して決定しているものと捉えている、との答弁がありました。

そこで委員から、時代の流れに伴い福祉サービスの種類が多様化してきたことは評価するが、これらのサービスは利用時に費用負担を伴うものである。社会基盤を充実するとともに手当を支給しなければ、利用者にとってより良い制度にならないと思われる、との意見がありました。

次に委員から、タイムケア事業の拡充について質疑があり、理事者から、こども文化センターなど既存施設を活用しているが、本事業は児童福祉法の改正が予定されているので、国の動向を注視しながら検討を進めていきたい、との答弁がありました。

次に委員から、グループホーム等の支援加算制度について質疑があり、理事者から、支援加算制度については従来の加算とは別の新たな加算を意味しており、一例として日中活動に出るのが困難な方の日中活動支援のための加算などを想定している、との答弁がありました。

次に委員から、相談支援センターの再編について質疑があり、理事者から、ノーマライゼーションプランでは相談支援センターを51箇所設置する予定だったが、配置職員数はほとんどの施設で1名のみであり、かつ併設施設の事業への応援など本来業務に支障をきたす状況であったため、利用者サービスの向上と本来業務への特化を目的とした再編整備を進めるものである。また、身近な相談窓口が減少するのではなく、利用者がより相談しやすい環境を整備するという形で事業を拡充していく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、相談支援事業再編の当事者への説明の具体的な時期について質疑があり、理事者から、障害福祉計画の改定に伴い、関係団体へのヒアリングを今年の夏頃に行う予定であり、その内容をもって今後の事業計画を進めて行きたいと考えている、との答弁がありました。

そこで委員から、関係団体からの要望があった場合には当事者の意見としてぜひ尊重し、現行サービスの対象となっていない方に対しても丁寧に説明して欲しい、との要望がありました。

次に委員から、今回の条例改正にかかる基本的な考え方について質疑があり、理事者から、本来は施策の詳細を協議した後にそれに係る財源について検討するべきであるが、行政の手順としては財源の見通しが立った後に個々の施策への財源振り分けを考えざるを得ない。今後の財源についてはどこまで施策を拡充できるか調整が必要であるが、予算規模を含めた施策全体を示すことができる時期に改めて報告したい、との答弁がありました。

次に委員から、手当を重度重複障害者のみを対象とした理由について質疑があり、理事者から、対象者の設定については川崎市心身障害者手当あり方検討専門部会で意見聴取を行い、重度重複障害者は在宅介護の負担も非常に大きいため、その点を配慮して対象とした経過がある。また、重度重複障害者のみだけではなく、特別障害者手当及び障害児福祉手当の対象者も考慮したものでもある、との答弁がありました。

そこで委員から、支援により自立できる障害者は問題ないが、施設入所に準じた配慮を必要とする障害者にとっては非常に厳しい状況であり、そのような方々へのフォローとして手当の支給は必要と言えるのではないかと、との意見がありました。

次に委員から、障害要件の設定根拠について質疑があり、理事者から、川崎市心身障害者手当あり方検討専門部会では重度重複障害者と重度障害者の両論が併記されていたが、県の施策が重度重複障害者を対象としていたため施策の重複を避けたほうがよい、との意見により、重度障害者を併記していたものであった。その後本市において検討した結果、県との調整を図ることにより本市独自に重度重複障害者への施策とすることが妥当であると判断した、との答弁がありました。

次に委員から、心身障害者手当の在宅要件について質疑があり、理事者から、長期入院患者を対象外としたのは本事業が在宅福祉を目的としているためであり、国の特別障害者手当においても長期入院患者は在宅要件から対象外としているので、それに準じたものである、との答弁がありました。

次に委員から、医療行為との連携を視野に入れた施策展開について質疑があり、理事者から、入院患者のうち3ヶ月を超えている方については、施設入所と同様のケアを入院という医療保険の制度で受けている状況であるため、施設入所と同様の状態にあると捉えて対象外とし、在宅の方については、医療との連携も図れるよう、在宅施策の中で支援について検討していきたいと考えている、との答弁がありました。

そこで委員から、グループホーム等の施設でどの程度の医療行為が可能なのかは検討の余地があると考えるが、これまで考えてきた骨組みに肉付けをしていく中で、しっかりとした裏付けのある状態で施策展開を進めて欲しい、との意見がありました。

次に委員から、グループホームにおける相談業務について質疑があり、理事者から、グループホームにおける利用者からの相談への対応は現在も行っているが、今後も継続して行っていく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、年齢要件の設定根拠について質疑があり、理事者から、年齢要件は本市が独自に設定をしているものであり、65歳以上で新たに手帳を取得された方に

については、加齢により介護が必要になった方との公平性を図るためこの要件を設定している、との答弁がありました。

次に委員から、本条例改正にかかる当事者への説明責任について質疑があり、理事者から、重点施策の実施については多くの方が要望しており、施策実現に向け現行制度の見直しと財源の検討を進める必要があったという背景がある。今回の条例改正に関しては多くの関係団体代表者から意見を聴取し、団体に所属しない方や直接自分で意見を言えない方についても、普段サービスを提供している事業者や支援者からの聞き取りにより意見の把握を行った上で、できるだけ多くの方々へ説明を行ったものである、との答弁がありました。

そこで委員から、説明会や会議に参加した関係団体代表者の方がどれだけ利用者や家族に説明しているか、またどの程度その内容が伝わっているかについて行政側は認識しておく必要があり、きめ細やかな説明責任を果たさないと施策への理解を得るのは困難である。今後はぜひその点を考慮し利用者へ丁寧に説明を行って欲しい、との要望がありました。

次に委員から、在宅施策に関する課題については、現在に至ってもまだ具体的な施策展開が見えないことに対する懸念をぬぐえない、との意見がありました。

次に委員から、障害要件の基準について質疑があり、理事者から、知能指数は I Q 35 が重度障害者、I Q 50 が中度障害者に該当している。しかし同程度の知能指数の方でも、日常的なサポートが必要な度合いは一人一人異なる、との答弁がありました。

次に委員から、所得要件の根拠について質疑があり、理事者から、所得要件は特別障害者手当及び障害児福祉手当に準拠しており、20歳以上と20歳未満で分類しているものである、との答弁がありました。

次に委員から、新たな相談支援事業の人員配置について質疑があり、理事者から、今後の予算編成にもよるが、相談支援事業の検討プロジェクトの報告では、地域型の施設は2名、包括型の施設は3名及び非常勤職員という体制が提案されている、との答弁がありました。

次に委員から、高次脳機能障害や発達障害の障害者への相談体制の整備について質疑があり、理事者から、高次脳機能障害や発達障害の障害者に対応するためには専門的な人員の配置が必須である。対象者の把握は困難であるが非常に重要な課題であり、今後は専門的な相談支援体制を構築していく必要があると認識している。また高次脳機能障害や発達障害の障害者の方専用の日中活動の場を提供することも検討していかなくてはならないと考えている、との答弁がありました。

次に委員から、就労支援体制の整備について、障害者が働く喜びを享受できるよう施策の充実に努めて欲しい、との要望がありました。

次に委員から、心身障害者手当見直しに伴う財源の重点施策への活用について質疑があり、理事者から、今回の見直しによって捻出される財源の全額を重点施策の実現に向けて確保できるよう、全庁的な予算編成の中で明確な意思表示を行っていきたい、との答弁がありました。

そこで委員から、今後の動向を注視し計画策定や事業実施については適宜内容を精

査し、障害者の方が24時間365日心穏やかな安らぎの中で生活できるような施策展開を目指してほしい、との要望がありました。

次に委員から、心身障害者手当は障害者の生活の土台を支えてきた制度であり、本条例改正案はその生活に変更を余儀なくされるものである。本来、基盤整備の充実と手当の支給は併行して実施していくことが障害者の生活にとって必要不可欠であると考え、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第78号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、施設入所待機者数について質疑があり、理事者から、平成22年3月時点の待機者数は246名であるが、すぐにでも入所が必要な方の数は現在のところ把握できていないため、今後詳細な調査が必要と考えている、との答弁がありました。

次に委員から、施設再編に伴う入所者数の増加について質疑があり、理事者から、現在のめいぼうの入所者定員は30名、もみの木寮の入所者定員は24名であり、施設再編によってめいぼうともみの木寮を統合し70名定員の施設となるため、人数枠としては16名分の増となる、との答弁がありました。

次に委員から、施設の入所者選考基準への配慮について質疑があり、理事者から、入所者選考基準については実際の施設運営を行う指定管理者とも十分協議を行いながら、入所調整会議の中で適切な選考を行っていきたいと考えている、との答弁がありました。

そこで委員から、施設入所希望者やその家族は施設に入所することを切に願っている状況があるので、ぜひ選考の際にはその点を念頭において検討していただきたい、という意見がありました。

次に委員から、宿泊型自立訓練と体験宿泊支援の違いについて質疑があり、理事者から、宿泊型自立訓練は精神障害者を主たる対象とした、障害者自立支援法に位置づけられているサービスである。主に精神病院から退院し地域生活への移行を希望する方が施設に入所して、生活スキルの向上や服薬の指導、金銭管理などを訓練するものである。利用期間は法に基づき、原則として2年間以内となっているが、早い方は6ヶ月程度など、個人によりそれぞれ異なる。一方、体験宿泊支援はもみの木寮で実施している事業であり、精神病院に入院中の方が地域移行をする際に、体験的に宿泊訓練や、生活能力の向上を図ることを目的としている。利用期間は6ヶ月程度の期間の中で1回につき2日から7日である。病院に入院中であることから障害者自立支援法の短期入所という制度が使用できないため、本市の単独事業として実施している。今後再編された井田重度障害者等生活施設においても本事業は継続して実施していく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、施設入所期間の延長または短縮について質疑があり、理事者から、施設入所期間については障害の度合いなどにより個人差があり、状況に応じた対応が必要となるが、ノーマライゼーションプランに基づき移行可能な方にはグループホー

ムに移っていただくなど、地域生活への移行を行政として支援していきたい、との答弁がありました。

次に委員から、入所者の環境変化に対する配慮について質疑があり、理事者から、入院したまま体験入所を繰り返すことで徐々に環境に慣れ、その上で退院及び施設への移行を目指すのが基本的な考え方であり、事業を進める中でできる限りの配慮をしていく、との答弁がありました。

そこで委員から、急激な環境変化によって入所される方に精神的な悪影響を与えないよう、事業展開の内容については時間をかけて精査してほしい、との意見がありました。

次に委員から、井田重度障害者等生活支援施設は精神・知的・身体之三障害一体の施設ということもあり、その運用には細心の配慮が必要である。障害者にとって安心な生活を保証するためには、信頼できるスタッフによる支援が大変重要であるが、指定管理者制度への移行は、これまで築き上げてきた人間関係が継続されない可能性を示唆しており、指定管理者制度への移行を含む本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第80号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」であります。委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉委員会の報告を終わります。